

令和2年11月及び12月 営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)に関するご案内

◆ 営業時間短縮協力金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が11月27日～12月15日までの間、大阪市北区及び中央区を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等(以下「要請」)にご協力いただいた事業者には、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」(以下「協力金」)を支給いたします。

◆ 対象者(支給要件)

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 要請の対象区域内(大阪市北区、中央区)に施設(店舗)を有すること。
ただし、11月26日までに当該施設(店舗)を開業し、営業の実態があること。
- (2) 対象施設(店舗)を運営(当該施設を自ら使用し営業活動を行うこと。)しており、11月27日～12月15日(※)までの全期間、大阪府の要請(休業・営業時間短縮)を遵守していること(裏面の「対象施設及び要請内容」参照)。
- (3) 対象施設(店舗)において、要請期間終了(12月15日)までに、大阪府感染防止宣言ステッカーを導入(登録・掲示)していること。(※)
- (4) 対象施設(店舗)において、営業に関する必要な許認可等を取得していること(飲食店営業許可は必須)。

※11月27日～12月11日の期間のみ要請を遵守された施設(店舗)については、他の要件を満たした場合、支給対象となります。

※要請の全期間、終日休業されていた施設(店舗)については、要請期間後の営業再開日または本協力金の申請日のいずれか早い日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入した場合、支給対象となります。

◆ 支給額

1施設(店舗)あたり58万円(※)

(※)12月11日までの期間のみ要請を遵守された場合は、1施設(店舗)あたり50万円
協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1回に限ります。

◆ 申請手続

大阪市行政オンラインシステムから、パソコンまたはスマートフォンで申請いただけます。

次の大阪市ホームページから、申請書類等の詳細を必ずご確認のうえ、大阪市行政オンラインシステムの申請サイトにアクセスし、申請してください。

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市ホームページ)

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000519706.html>



【申請受付期間】12月16日(水曜)9時から1月29日(金曜)まで

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけますが、支給までに時間を要します(郵送については市ホームページ、又は裏面の問合せ先までお問合せください)。

◆ 対象区域図（大阪府ホームページから引用）

要請の対象区域は、大阪市北区、中央区です。

▶ 大阪市北区、中央区



引用：国土地理院地図

◆ 対象施設及び要請内容（大阪府ホームページから引用）

要請の対象施設及び要請内容は、下表のとおりです。

| 対象施設 | | 要請内容 |
|---|---|---------------------------|
| 接待を伴う飲食店 (キャバレー、ホストクラブ等)、 政令対象(※)の酒類の提供を行う飲食店 (バー、ナイトクラブ、カラオケ店等) | 業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを 導入)していない施設 | 休業を要請 |
| ※新型インフルエンザ等対策特別措置法施 行令第11条第1項各号に掲げる施設 | 業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを 導入)している施設 | 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 |
| その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等) | | 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 |

◆ 問合せ先

時短協力金事務局： 06-6655-0711 または 06-6655-0820
(月～土、9時～17時30分)

※日及び祝日、年末年始(12月31日～1月3日)は対応しておりません。

【大阪府の休業(営業時間短縮)要請について】

休業要請等コールセンター：06-4397-3268 (平日9時30分～17時30分)

大阪市行政オンラインシステム（パソコンまたはスマートフォンから）

- ① 大阪市行政オンラインシステムの利用者登録(事業者として登録)
- ② **(12月16日9時～)** 大阪市行政オンラインシステムの「事業者向け手続き」から「令和2年11月及び12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」の申請サイトへ
- ③ 要件確認、申請者・施設情報、誓約事項を入力
- ④ 必要書類を添付（下記のほか、審査に必要な追加書類等の提出をお願いする場合があります）
 - ・営業に必要な許認可証等の写し（飲食店営業（必須）のほか、営業に必要な許認可証）
 - ・本人確認書類の写し（運転免許証の写しなど）
 - ・店舗写真など（店名がわかる外観写真、時短営業等のビラ、ステッカーの掲示写真など）
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・直近の確定申告書の写し

大阪市へ申請
(オンライン)

申請内容や書類の不備等
があれば訂正申請の依頼

(審査の結果、適正と認められる場合)

⑤ 申請内容の審査

⑥ 協力金の支給
(申請いただいた口座に振込)

【よくある問合せ】

- Q：11月29日にステッカーを導入した場合、11月27日、28日は休業している必要があるのか。
A：要請期間である11月27日～12月15日の全期間、要請に応じて休業または営業時間短縮を行っていただく必要があります。そのため、11月27日、28日は、「接待を伴う飲食店」「政令対象の酒類の提供を行う飲食店」は休業が必要です。「その他の酒類の提供を伴う飲食店（居酒屋等）」は、営業時間短縮（5時～21時）をしている必要があります。
- Q：21時以降も店内飲食のある店で酒類を提供している場合、21時以降は酒類の提供をやめれば要請に協力していることとなり、協力金の対象になるのか。
A：21時で店内飲食の営業を終了しない場合、協力金の支給対象にはなりません。
- Q：営業時間短縮要請の対象の店が、要請期間中休業した場合は、協力金の対象になるのか。
A：休業した場合も協力金の支給対象になります。
- Q：営業時間短縮要請の対象の店で、21時以降にデリバリー(あるいはテイクアウト)により営業を行った場合は、協力金の対象になるのか。
A：店内飲食の営業を21時で終了し、デリバリー等に切り替えていただいた場合は、休業要請等に応じていただいたこととなりますので、協力金の支給対象になります。
- Q：開業してから間もないため、初回の確定申告期限が到来しておらず、直近の確定申告書の写しが用意できない場合は、どうすればよいか。
A：例えば以下のような営業実態を確認できる書類を提出してください。
【法人の場合】法人設立設置届出書
【個人の場合】開業届